

審査基準と標準処理期間

処 分 名	火薬類の譲渡又は譲受の許可		
根拠法令名	火薬類取締法	(条項)第17条第1項	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
標準処理期間	5日（関係機関への意見照会に要する期間を除く。）	法定処理期間	なし
<p><b>【審査基準】</b>  許可は、埼玉県火薬類取締法に係る標準事務処理要領第9に規定する審査基準によるほか、火薬類取締法第17条第2項に該当しないときに行うものとする。</p>			
所 管 課	予防課 指導担当	処理番号	予No.17